

平成 18 年 5 月 19 日

各 位

会社名 株式会社ノザワ  
代表者名 取締役社長 野澤 俊也  
(コード番号 5237 大証第 2 部)  
取合せ先 取締役管理本部長 三原 伸夫  
(TEL 078-333-4111)

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 19 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を平成 18 年 6 月 29 日開催予定の当社第 146 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

#### 記

##### 1. 変更の理由

- (1) 子会社を含めた今後の事業展開の拡大に備えるため、現行定款第 2 条(目的)を変更するものであります。
- (2) 周知性及び経済性の向上を図るため、現行定款第 4 条(公告方法)を電子公告に変更するものであります。あわせて、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。
- (3) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条(機関)を新設するものであります。

会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。

会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株式の権利を合理的な範囲に限定するため、変更案第 10 条(単元未満株式についての権利の制限)を新設するものであります。

株主総会参考書類等の一部につき、会社法施行規則並びに会社計算規則に基づき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなす対応ができるよう変更案第 16 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)を新設するものであります。

会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう変更案第 24 条(取締役会の決議の省

略)を新設するものであります。

定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正、削除を行うものであります。

上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以 上

(下線は変更部分であります。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 当社は、株式会社ノザワと称する。</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種スレート及びセメント製建築材の製造、加工、販売</li> <li>2. 不燃混和材及び耐火被覆材の製造、加工、販売</li> <li>3. 蛇紋岩を原料とした無機混和材の製造、販売</li> <li>4. 各種建築工事の請負、設計、監理</li> </ol> <p style="text-align: center;">[ 新 設 ]</p> <p><u>5. 土地の造成及び不動産の売買並びに賃貸</u></p> <p><u>6. 損害保険代理業及び生命保険募集業</u></p> <p style="text-align: center;">[ 新 設 ]</p> <p><u>7. 前記各号に付帯する一切の事業</u></p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を神戸市に置く。</p> <p style="text-align: center;">[ 新 設 ]</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞及び神戸市において発行する神戸新聞に掲載する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(商号)</p> <p>第1条 [ 現行どおり ]</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 各種スレート及びセメント製建築材の製造、加工、販売</li> <li>2. 不燃混和材及び耐火被覆材の製造、加工、販売</li> <li>3. 蛇紋岩を原料とした無機混和材の製造、販売</li> <li>4. 各種建築工事の請負、設計、監理</li> <li><u>5. 産業廃棄物、一般廃棄物の収集、運搬、処理、リサイクル及びこれらのリサイクル品の販売</u></li> <li><u>6. 土地の造成及び不動産の売買並びに賃貸</u></li> <li><u>7. 損害保険代理業及び生命保険募集業</u></li> <li><u>8. 労働者派遣事業</u></li> <li><u>9. 前記各号に付帯する一切の事業</u></li> </ol> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 [ 現行どおり ]</p> <p>(機関)</p> <p><u>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>1. 取締役会</u></li> <li><u>2. 監査役</u></li> <li><u>3. 監査役会</u></li> <li><u>4. 会計監査人</u></li> </ol> <p>(公告方法)</p> <p>第5条 当社の公告方法は、<u>電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞及び神戸市において発行する神戸新聞に掲載して行う。</u></p>

第2章 株式

(株式の総数)

第5条 当社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合は、これに相当する株式数を減ずる。

[新設]

(自己株式の取得)

第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

(1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)

第7条 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。

2. 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下単元未満株式という。)に係る株券を発行しない。

(株券の種類)

第8条 当社の株券の種類は、取締役会で定める株式取扱規則による。

[新設]

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。

(株券の発行)

第7条 当社は、株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当社は、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数及び単元未満株券の不発行)

第9条 当社の単元株式数は、1,000株とする。

2. 当社は、第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。

[削除]

(単元未満株式についての権利の制限)

第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
2. 取得請求権付株式の取得を請求する権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 9 条 <u>株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、質権の登録、信託財産の表示、株券の不所持、株券喪失登録、単元未満株式の買い取り、諸届、これらの手数料その他株式に関する取り扱いについては、取締役会で定める株式取扱規則による。</u></p> <p>(基準日)</p> <p>第 10 条 <u>当社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期の定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p>2. <u>前項のほか必要がある場合には、あらかじめ公告のうえ、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者をもってその権利を行使すべき株主または質権者としてすることができる。</u></p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第 11 条 <u>当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券喪失登録、単元未満株式の買い取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p>	<p>(株式取扱規則)</p> <p>第 11 条 <u>当社の株式に関する手続き及び手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</u></p> <p>[ 削 除 ]</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 12 条 <u>当社は、株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. <u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取り扱わない。</u></p>
--	---

第 3 章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合に随時これを招集する。

[ 新 設 ]

(招集者及び議長)

第 13 条 総会は、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により他の取締役がこれに当たる。

[ 新 設 ]

(決議方法)

第 14 条 総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもってする。

2. 商法第 343 条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってする。

第 3 章 株主総会

(招集)

第 13 条

[ 現行どおり ]

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれに当たる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 15 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第 16 条 <u>総会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役がこれに記名捺印する。</u></p> <p>第 4 章 取締役、取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 17 条 当社は、取締役 15 名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 18 条 取締役は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。取締役の選任は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、<u>就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員又は補欠によって選任された取締役の任期は、現任者の残任期間とする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 20 条 取締役会の決議をもって、代表取締役若干名を定める。</p> <p>2. <u>取締役会の決議をもって取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、<u>株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p> <p>[ 削 除 ]</p> <p>第 4 章 取締役、取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 [ 現行どおり ]</p> <p>(選任)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらない。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、<u>選任後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、<u>その決議をもって、代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議をもって、取締役会長 1 名、取締役社長 1 名、取締役副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p>
---	--

(招集者及び議長)

第 21 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前に発する。ただし、取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を要しない。

(決議)

第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その取締役の過半数をもってする。

[新設]

(議事録)

第 23 条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名捺印する。

(報酬)

第 24 条 取締役の報酬は、株主総会で定める。

(招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に支障があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

2. 取締役会招集の通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役及び監査役全員の同意があるときは、招集の手続を要しない。

[削除]

(取締役会の決議の省略)

第 24 条 当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

[削除]

(報酬等)

第 25 条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議をもって定める。

<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役、監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 25 条 当社は、監査役 4 名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第 26 条 監査役は、<u>総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席した株主総会において選任する。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 27 条 監査役の任期は、<u>就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠によって選任された監査役の任期は、退任者の残任期間とする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p>第 28 条 <u>監査役は、その互選をもって常勤監査役を定める。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第 29 条 監査役会招集の通知は、<u>会日の 3 日前に発する。ただし、監査役全員の同意があるときは、招集の手続を要しない。</u></p> <p>(決議)</p> <p>第 30 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってする。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 31 条 <u>監査役会の議事は、その経過の要領及び結果を議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名捺印する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役、監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 26 条 [ 現行どおり ]</p> <p>(選任)</p> <p>第 27 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第 28 条 監査役の任期は、<u>選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 29 条 <u>常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</u></p> <p>(招集)</p> <p>第 30 条 監査役会招集の通知は、<u>会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を要しない。</u></p> <p style="text-align: right;">[ 削 除 ]</p> <p style="text-align: right;">[ 削 除 ]</p>
--	--

<p>(報酬)</p> <p>第 32 条 監査役の報酬は、株主総会で定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(決算期)</p> <p>第 33 条 当社の決算期は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>(利益金の処分)</p> <p>第 34 条 利益金の処分は、法令の定めによるほか株主総会の承認を得て行う。</p> <p>(配当金の支払い)</p> <p>第 35 条 利益配当金は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。ただし、配当金支払開始の日から 3 年以内に受領されないときは、当社は支払の義務を免れる。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第 31 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p style="text-align: center;">第 6 章 計算</p> <p>(事業年度)</p> <p>第 32 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで 1 年とする。</p> <p>(期末配当及び基準日)</p> <p>第 33 条 当社は、毎年 3 月 31 日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p>
---	---